

県内の企業、団体等が実施する研修に 「人権関係登録講師」を派遣します。

- ・企業、団体等での職員研修
 - ・企業、団体等での人権担当者等の研修会
 - ・児童、生徒、保護者等向け人権講演会
- ＊内部構成員向けの研修

県が講師への
謝金と旅費
を負担します！



熊本県人権啓発
キャラクター
「コッコロ」

＜支援の対象とならない場合＞

国、県、市町村、一部事務組合、及び広域連合が行う研修、教職員のための研修等
※上記の場合でも、登録講師の「紹介」は行います。お気軽にお問い合わせください。
また、派遣の上限回数は、同一団体等は2回、同一内容（テーマ）では1回となります。

①相 談

研修（日程、希望する講師等）について人権同和政策課に相談（096 - 333 - 2299）
※ 講師との日程調整のため、1ヵ月前までに相談・申請をしてください。

②申 請

熊本県人権センターホームページにある「研修に係る講師派遣申請書」（様式第1号）に
必要事項を記入し、下の申込み先に提出（メール）※メール以外の方法は要相談

③決定通知

県が派遣決定と登録講師の情報を通知（メール）

④打合せ・研修実施

主催者が研修について登録講師と打合せ、研修を実施

⑤報 告

研修終了後1週間以内に、熊本県人権センターホームページにある「研修に係る講師招へい
結果報告書」（様式第3号）と研修資料（講師が提示した資料等）を、人権同和政策課に提出

＜その他＞

- 派遣対象は、60分以上の講演等です。
- 講師の詳しい情報は、熊本県人権センターホームページに掲載しています。
- 講師のスケジュールによっては、派遣ができない場合があります。
- 予算の範囲内での対応となりますので、申込多数の場合は先着順となります。
- 希望者には受講済証を発行します。
（熊本県SDGs登録申請の際に御利用いただけます。）
- 希望者は熊本県人権センターホームページ等で本研修を受講されたことを紹介します。

【 お問合せ・お申込み先 】 熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課

電 話 096-333-2299 FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県人権センターホームページへのアクセスは

熊本県人権センター | 検索

※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

